

平成27年分の「定期報告」の届出を 忘れずにお願いします！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき家畜の飼養者は、毎年2月1日時点の飼養状況について家畜保健衛生所に報告する必要があります。

◆対象となる家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタを含む)、いのしし、鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、うずら、アヒル(アイガモ)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

◆報告事項

1 基本情報

- (1)飼養者および管理者の氏名または名称および住所
- (2)農場の名称および住所
- (3)家畜の種類および頭羽数 など

2 飼養衛生管理基準の遵守状況

3 添付書類

- (1)農場の平面図
- (2)飼養密度および埋却用地の確保の状況 など

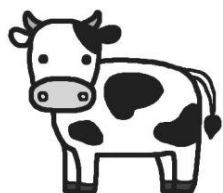
◆届出期限

平成27年3月10日 までをお願いします。

◆届出先：飛騨家畜保健衛生所

〒506-8688高山市上岡本町7-468

*届出は、郵送でも可です。



ご不明な点などありましたら、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

